

平成22年4月20日

郵政改革に関連する法案骨子の公表について

社団法人 第二地方銀行協会  
会長 小島 信夫

本日、郵政改革に関連する法案骨子が公表されました。

法案骨子によれば、①郵便貯金銀行には政府の間接出資が将来にわたっても3分の1超残ること、②新規業務は認可制に代わり、一定期間の届出制とすること、③預入限度額は政令で定めることとされています。

特に、新規業務について、一定期間の届出を義務付けるのみで、基本的には、郵便貯金銀行の経営判断で参入を認める内容となっております。政府の信用を背景とする郵便貯金銀行において、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は、断じて認められるべきではありません。郵便貯金銀行は、むしろ業務を絞り込み、民業補完に徹するべきであります。中でも、中小企業向け融資や住宅ローンは、地域金融機関がその使命として取り組んでいる業務であり、既に、必要な金融サービスやインフラを十分に提供していると考えております。

加えて、郵政グループには、民間には認められていない銀行・保険・郵便の3事業を一体として行うことが可能とされており、公平な競争条件の観点からはもとより、リスク遮断の観点から問題であります。

また、預入限度額については、既に2,000万円に引き上げる方針とされておりますが、私どもは、従前から、強く反対する意見を表明しております。預入限度額の引き上げにより、地域金融機関から預金シフトが起これば、中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことになりかねず、むしろ預入限度額の引き下げが必要と考えます。

今後、郵政改革法案の具体化および国会審議に当たっては、私どもの意見を十分に反映したものとなるよう強く要望するとともに、ユニバーサルサービスのあり方について、十分な議論が行われるべきと考えます。

以上